

いじめ防止基本方針

岐阜市立岐阜商業高等学校

はじめに

ここに定めるいじめ防止基本方針は、国によって平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

1 いじめに対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

（3）いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする**。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

①「いじめは、絶対に許されない」

- ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

②「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

- ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

- ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

- ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒に對した個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～

【子供たちへの4つの約束】

- 1 どの子も全力で応援する →誰も一人ぼっちにさせない
- 2 いつでもどんな相談も聞く →どんなことも受け止める
- 3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する →いじめはみんなで必ず受け止める
- 4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう
→必ず必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる

(「岐阜市いじめ防止対策推進条例」「教育委員会の方針」、「学校の実態」や「校長の方針」等を踏まえ、自校の基本的な考え方)

(6) 保護者の責務等

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめについて対応することが大切である。保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努める。また、いじめを受けた場合は、適切にいじめから保護する。保護者は学校が講ずるいじめ防止等の取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組(自己肯定感や自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり(「分かる・できる授業」の推進、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導 共同学習等)

- ①達成感、充実感を味わうことのできる授業づくり(分かる・できる授業・ICT活用)
- ②互いの存在を認め合い、存在感、所属感を味わえる居場所(集団)づくり

- (部活動、委員会活動、ボランティア活動などにおけるそれぞれの役割り)
- ③自分たちの生活をより良いものにしていく生徒会活動の充実
(常時活動の充実、「いじめを見逃さない日、いじめ防止強化週間に向けた取組」等)
- (2) 安心感を生み出す指導(仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備)
- ①問題行動等に立ち向かう教師の姿(全職員が最前線に対応)
- ②全職員が共通理解をし、行動をする。
(組織的対応「約束ルールに関わって誰もが同じことを言う」)
- ③いじめ未然防止に係る校内掲示(いじめ対応フロー・「4つの約束」・「いじめとは」)
- ④望ましい人間を築く取組(授業内で教え合いなどグループ学習など)
- ⑤認め・価値付け(学年通信、朝SHR・帰りSHRの充実)
- ⑥お互いの良さを認め合える視点を与える指導
- ⑦児童生徒の声に耳を傾ける体制づくり
(各種アンケートの「ダブルチェック」、「子どもの話を聞く」)等
- (3) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)
- ①生命・人権を大切にする指導
(特別活動等での体験的な活動、道徳教育、生命の尊厳への理解)
- ②教職員の人権感覚を高める取組(人権研修、校内研修)
- ③命の教育(人権講話(映画)、薬物講話、性に関する教育、自殺予防など)
- ④いじめ未然防止等に関わる児童生徒主体の取組や活動
(ハートコンタクト、いじめを見逃さない日の取組、いじめ防止強化週間)等
- (4) 全ての教育活動を通した指導(自己指導能力の育成)
- ①小集団学習の充実、日常生活の中で児童生徒の活躍の場の設定
(少人数授業、委員会活動、部活動、清掃活動、係、当番等)
- ②児童生徒の具体的な姿や思いの価値付け・方向付け
(学年通信、各種活動の表彰伝達、壮行会など)
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ①情報モラル教育についての取組(学校職員、警察、専門家等の外部講師等による研修など)
- ②保護者や地域の方を対象とした研修、学校・家庭との連携
(保護者や地域に対してホームページ、メール配信による積極的な情報提供)

3 いじめの早期発見・早期対応

- (1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成
生徒と教員間のコミュニケーションを育み、困ったときはいつでも相談できる関係づくりを行う。(クラス、委員会、部活動など)
- (2) 迷惑調査の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実
迷惑調査で得られた情報について、聞き取り調査を実施し、担任を中心とした学年団、部顧問

問、保護者等と連携して対応する。（教育相談、目安箱、情報提供アンケートなど）

※回答しやすい環境整備（自宅での記入、保護者配信メール等での周知、いじめアンケートと情報提供アンケートの活用、「ダブルチェック」を基本とした複数の職員での確認

（３）いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底（初動が肝！）

いじめ対策監による見守り（校内巡視）、迅速かつ組織的に対応するための校内組織（フロー図）、迅速かつ適切な情報共有（どのような組織で、誰と）、スタートでの被害者側の辛さや不安に寄り添った対応（役割分担と具体的な手立て）

（４）教育相談の充実

あらゆる機会を捉えた教育相談、クレペリン検査で得られた情報を分析し、クラスの傾向や個人の傾向を把握して予防的教育相談や、不安や悩みを抱える児童生徒に開発的教育相談をおこなっていく。

（５）教職員の研修の充実

教育相談に関する職員研修を実施して、生徒理解の方法について学び、生徒の心の問題に気付けるよう研鑽を図る機会を設ける。

（６）保護者・地域との連携

生徒の様子や行動の変化などについて、保護者と情報交換をおこない、学校で過ごしやすい環境が調整できるよう協力体制を構築する。（被害者側の安心感の確保、加害者側の成長の見届け、いじめの認知）

（７）関係機関との連携（被害者・加害者への支援・指導）

いじめにおける様々なケースに応じて、教育委員会への直ちに報告、関係機関との連携を図る。（警察、子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー、病院等）

４ 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第２２条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第１８条

２ 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

（１） 学校基本方針の策定、実施及び検証

（２） いじめに係る相談体制の整備

（３） いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有

（４） いじめの認知

（５） 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助

言

(6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動

(7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

〔組織の名称〕

いじめ防止対策委員会

〔組織の構成員〕

- ・ **学校関係者** 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、いじめ対策監、（主任いじめ対策監）生徒指導係、学年主任、関係教員（担任、部顧問等）教育相談係、養護教諭 等
- ・ **第三者** P T A代表、学校運営協議会委員等、臨床心理士（外部専門家）

〔組織の運営〕

- ・ いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行うため、いじめ防止対策委員会を組織する。
- ・ 年2回（6月と2月）いじめ防止対策委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について、第三者の意見を参考に見直しを図る。
- ・ 取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

（岐阜市立岐阜商業高等学校いじめ防止プログラム）

目的：未然防止…（未） 早期発見…（早）

月	行 事	取 組 内 容（目的）
4	始業式・入学式 職員研修会の実施 H R 運営委員会 生徒理解連絡会（2，3年生） 1年生オリエンテーション 各学年会・生徒指導部会（週1回／年間） 目安箱の設置（迷惑調査）（年間） 「いじめ防止基本方針」等の発信（年間）	・校則、いじめ、S N S等の講話（未） ・生徒・保護者・関係機関に説明 ・前年度の引継ぎと今年度の方針の伝達 ・いじめに関するテーマを設定（未） ・生徒情報の共有（未） ・いじめ防止に関する講話（未） ・生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・目安箱の説明（未）・（早） ・ホームページへの掲載
5	人権教育推進委員会 クレペリン 全校集会 生徒理解連絡会（1年生） 教育相談（二者面談）	・人権教育の年間計画の確認 ・実態調査・分析（未）・（早） ・校則、いじめ、S N S等の講話（未） ・生徒情報の共有（未） ・生徒の生活状況や問題意識等の確認

	第1回迷惑調査（いじめを含む） 人権講話（人権映画）	（未）・（早） ・映画鑑賞から学ぶ
6	「迷惑調査追跡調査週間」の実施 職員研修（教育相談） 迷惑調査後の追跡調査 全校集会 いじめ防止対策委員会（校内） いじめ防止対策委員会（外部含） （学校運営協議会） いじめ防止強化週間（6/24～7/3）	・迷惑調査の結果を受けて授業等で注視する ・心理検査等の有効な活用方法について の研修（クレペリン）（未） ・対応、指導、事後指導等の見届け ・校則、いじめ、SNS等の講話（未） ・いじめの認知と解消について（未）・（早） ・いじめ防止の年間の取組について検討 ・学校の方針と具体的対応の確認 ・ポスター掲示、いじめチェックシートへの 回答（未）
7	いじめについて考える日（7/3） 第1回県いじめ調査（4～7月）報告 三者懇談 迷惑調査後の追跡調査 終業の会・全校集会 夏季休業	・言葉遣いや身だしなみを振り返る（未） ・第1回県いじめ調査（4～7月） ・生徒の状況について共有する ・家庭生活の状況確認（未）・（早） ・対応、指導、事後指導等の見届け ・夏季休業中の生活に対する注意喚起
8	始業の会・全校集会	・身だしなみ指導
9	命を守る訓練・全校集会 職員研修（教育相談・いじめ）	・校則、いじめ、SNS等の講話（未） ・夏季休業明けの生徒情報交換会 ・教育相談・いじめについての研修（未）
10	第2回迷惑調査（いじめを含む）	・いじめ、迷惑調査（全校）（未）・（早）
11	「迷惑調査追跡調査週間」の実施 教育相談（二者面談）	・迷惑調査の結果を受けて授業等で注視する ・生徒の生活状況や問題意識等の確認
12	第2回県いじめ調査（8～12月）報告 迷惑調査後の追跡調査 三者懇談 終業の会・全校集会	・第2回県いじめ調査（8～12月） ・対応、指導、事後指導等の見届け ・家庭生活の状況確認（未）・（早）
1	始業の会・全校集会	・冬季休業明けの生徒情報交換会（未）・（早）
2	いじめ防止対策委員会（校内） いじめ防止対策委員会（外部含） （学校運営協議会）	・いじめの認知とその後の対応について ・いじめ防止の年間の取組の検証と課題 ・今年度の反省と来年度に向けての方針
3	第3回県いじめ調査（1～3月）報告 迷惑調査後の追跡調査	・第3回県いじめ調査（1～3月） ・対応、指導、事後指導等の見届け

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

法：第23条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

〔組織対応〕生徒指導委員会

- ・校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、いじめ対策監、学年主任、教育相談係、関係HR担任、関係部顧問等による対応し、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を、市教委を通じて活用する。

- ・「いじめ事案の指導の流れ及びポイント」を定め、全教職員に徹底を図り対応する。（別紙）
- ・「いじめ事案の指導の流れ及びポイント」に従い対応する。（別紙）

〔対応の重点〕

- ・ いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、24時間以内に校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・ いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童生徒及び保護者への指導を見届ける。
- ・ 保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為の背景にある意識を振り返り、自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。（背景に迫る！）
- ・ いじめを受けた児童生徒に対しては、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童生徒を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・ 同様に、いじめた側の児童生徒に対しても、保護者と連携し児童生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

（２）「重大事態」と判断された時の対応

法：第28条・条例第20条に基づいて明示

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

〔対応の留意点〕

- ・ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その

時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと判断できないことに留意する。

〔大まかな対応順序〕

- ・別紙フロー図参照

〔学校主体による調査組織の編成〕

- ・生徒指導委員会に、さらに必要な第三者を加える場合がある。

※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。

※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を市教委を通じて活用する。

〔学校主体による調査における注意事項〕

- ・県教委（地域担当生徒指導主事）および市教委（いじめ対策監支援本部）と連携を取り、指示を仰ぐ。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・生徒、保護者の心情を理解することを基盤として、いじめの事実我真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は県および市教委に報告する。
- ・学校は、県および市教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等の情報を提供する。

7 学校評価における留意事項

（いじめの未然防止に係る取組やいじめの実態把握や措置を行うために踏まえるべき項目など）

・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ①いじめの未然防止の取組に関すること
- ②いじめの早期発見の取組に関すること
- ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

(1) 個人調査データについて

○個人調書（アンケート等について）

- ・いじめが重大事態に発展した場合には、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせる報告書の作成が必要となったり、訴訟等に、発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、アンケートの質問票の原本等の一次資料、またアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書の保存期間を卒業後5年とする。

（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）

（「いじめの重大事態の調査に剣するガイドライン」 令和6年8月改訂参照）

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

平成26年	4月	策定
平成27年	4月	改定
平成28年	4月	改定
平成29年	3月	改定
平成29年10月		改定
平成30年	4月	改定
令和元年	7月	改定
令和元年	8月	改定
令和2年	4月	改定
令和3年	3月	改定
令和4年	4月	改定
令和5年	4月	改定
令和6年	4月	改定
令和7年	4月	改定